

高齢者虐待の防止のための指針

枕崎市地域包括支援センター

(令和6年3月)

この指針は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

この指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

イ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

ロ 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

ハ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

ニ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

ホ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2 虐待防止検討委員会について

虐待防止のために虐待防止検討委員会を設置し、次の事項について検討する。その際委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

(1) 虐待防止検討委員会の委員構成

高齢者虐待の防止および早期発見への組織対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

イ 委員会の委員長は管理者が務める。

ロ 委員会の副委員長は地域包括支援センター係長が務める。

ハ 虐待対応担当者は地域包括支援センターの社会福祉士が務める。

ニ 委員は管理者、三職種で構成する。なお、必要に応じて専門的知見を有する第三者の助言を得る。

(2) 虐待防止検討委員会での検討内容

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待防止のための指針の整備に関すること

- ハ 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
- ニ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ホ 職員が虐待等を発見した場合において、その対応が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

(3) 開催頻度

3月に1回以上開催するもとし、身体拘束等適正化委員会や関係する職種等、取り扱う事項が相互に関係が深い場合においては、他の会議とも一体的に行う場合がある。

3 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施し、新規採用時および人事異動時には必ず実施する。また、研修の実施内容について記録する。

4 虐待等が発生した場合の対応について

虐待の被害を受けたと思われる高齢者を発見または通報が寄せられた場合を含めて、虐待等が発生した場合には、枕崎市高齢者虐待マニュアルに沿って対応する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

発見した内容、受け付けた通報や相談があった場合には枕崎市高齢者虐待対応マニュアルに沿って対応する。

6 成年後見制度の利用促進に関する事

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事

- (1) 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- (3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反にとわられることはない。

8 本指針の閲覧について

本指針は関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

9 その他虐待等の防止推進のために必要な事項について

3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

10 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11 附則

この指針は令和6年4月1日より施行する。